

資料：非消費支出(社会保険料・税額)の算定

2025年1月9日

30～50代夫婦と未婚子2人世帯

2015年の愛知県最低生計費試算調査で設定した「夫婦と未婚子2人からなる世帯モデルは、下記のとおりであった。

30代夫婦と未婚子2人世帯モデル (30代夫婦、小学生と幼稚園児の4人家族)。夫は30代で正規従業員として勤務、妻は30代で無職ないしパートタイマーとして勤務(夫の扶養家族、社会保険の適用外、以下同様)、子どもは小学生(名古屋市立小学校)と幼稚園児(名古屋市内の私立幼稚園)と想定。

40代夫婦と未婚子2人世帯モデル (40代夫婦、中学生と小学生の4人家族)。夫は40代で正規従業員として勤務、妻は40代で無職ないしパートタイマーとして勤務、子どもは中学生(名古屋市立中学校)と小学生(名古屋市立小学校)と想定。

50代夫婦と未婚子2人世帯モデル (50代夫婦、大学生と高校生の4人家族)。夫は50代で正規従業員として勤務、妻は50代で無職ないしパートタイマーとして勤務、子どもは大学生(名古屋市内の私立大学昼間部、家族と同居、夫の扶養家族)と高校生(名古屋市内の公立全日制高等学校)と想定。

以上を前提として、各世帯モデルの非消費支出(社会保険料と税額)を算出する際の夫の収入については、2015年の厚生労働省『賃金構造基本統計調査』(愛知県分)より、企業規模別(5～9人、10～99人、100～999人)、年齢別(30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳)の一般労働者(男)の所定内給与額(2015年6月分)と賞与その他特別給与額(原則2014年1月～12月分)の単純平均を用いた。各年代別の夫の月収・一時金・年収(2015年の収入=月収×12カ月+一時金)は、以下のようであった(万円未満を四捨五入)。

30代の夫：月収(所定内給与額)29万円、一時金(賞与その他特別給与額)64万円、年収412万円

40代の夫：月収(所定内給与額)34万円、一時金(賞与その他特別給与額)80万円、年収488万円

50代の夫：月収(所定内給与額)37万円、一時金(賞与その他特別給与額)86万円、年収530万円

2024年の30～50代世帯の非消費支出を算定する際の夫の収入については、2024年の収入を2015年の収入と実質的にほぼ同じと仮定し、2015年の月額と一時金に、2024年1月～10月の名古屋市消費者物価指数(帰属家賃を除く総合)の平均指数から求めた上昇率**1.095**を掛けて、以下のよう求めた(端数は切り下げ・切り上げ)。

30代の夫：月収(所定内給与額)32万円、一時金(賞与その他特別給与額)70万円、年収454万円

40代の夫：月収(所定内給与額)37万円、一時金(賞与その他特別給与額)88万円、年収532万円

50代の夫：月収(所定内給与額)41万円、一時金(賞与その他特別給与額)94万円、年収586万円

以上をもとに、社会保険料と税額を算定する。なお、非消費支出は概算なので、2024年の所得税と住民税の定額減税（特別控除）を考慮していない。

1. 社会保険料（年金・健康・雇用保険料）

夫以外の家族構成員は夫の扶養家族であるから、社会保険料負担が生じるのは夫と20歳以上の大学生（国民年金保険）である。

① 年金（厚生年金と国民年金）保険料

厚生年金保険料額表より、厚生年金保険料率（2017年9月分以降）は18.3%（うち労働者負担分=9.15%）であるから、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料（年）は下記の通りである。なお、一時金（ボーナス）の保険料は、一時金額（1,000円未満切り捨て）に保険料率を乗じた額である。また、大学生の場合、20歳になると、国民年金保険料の納入義務が生じる（ここでは、学生納付特例制度を利用しないものとし、大学生は20歳または21歳とする）。2024年度国民年金保険料は月額16,980円である。

30代世帯モデル：標準報酬月額320,000円、保険料（年）=29,280円×12カ月=351,360円、一時金分の保険料（年）=700,000円×0.0915=64,050円、計415,410円

40代世帯モデル：標準報酬月額360,000円、保険料（年）32,940円×12カ月=395,280円、一時金分の保険料（年）=880,000円×0.0915=80,520円、計475,800円

50代世帯モデル：標準報酬月額410,000円、保険料（年）37,515円×12カ月=450,180円、一時金分の保険料（年）=940,000円×0.0915=86,010円、

大学生の国民年金保険料（年）=16,980円×12カ月=203,760円、計739,950円

② 健康保険料

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料額表（愛知県、2024年3月分以降）により、健康保険料率は10.02%（うち労働者負担分=5.01%）と11.62%（40歳以上65歳未満は介護保険料を含む、労働者負担分=5.81%）で、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料（年）は下記の通りである。なお、一時金（ボーナス）の保険料は、一時金額（1,000円未満切り捨て）に保険料率を乗じた額である。

30代世帯モデル：標準報酬月額320,000円、保険料（年）=16,032円×12カ月=192,384円、一時金分の保険料（年）=700,000円×0.0501=35,070円、計227,454円

40代世帯モデル：標準報酬月額370,000円、保険料（年）=20,916円×12カ月=250,992円、一時金分の保険料（年）=880,000円×0.0501=44,088円、計295,080円

50代世帯モデル：標準報酬月額410,000円、保険料（年）=23,821円×12カ月=285,852円、一時金分の保険料（年）=940,000円×0.0501=47,094円、計332,946円

③ 雇用保険料

雇用保険料率（一般の事業、2024年度）は1.55%（うち労働者負担分=0.6%）で、保険料は賃金総額（年収）に保険料率を乗じた額であるから、各世帯モデルの労働者負担分の保険料は下記のようなになる。

30代世帯モデル：保険料（年）=4,540,000円×0.6÷100=27,240円

40代世帯モデル：保険料（年）=5,320,000円×0.6÷100=31,920円

50代世帯モデル：保険料（年）=5,860,000円×0.6÷100=35,160円

④ 社会保険料（本人負担）の合計額（年）は、下記の通りである。

- 30代世帯モデル：670,104円、
 40代世帯モデル：802,800円、
 50代世帯モデル：1,108,056円（大学生の国民年金保険料を含む）

2. 税（所得税・住民税）額

夫以外の世帯構成員は夫の扶養家族であるから、税（所得税と住民税）負担が生じるのは夫のみである。

①所得税（計算方法は、国税庁のWebサイトと所得税法別表第5による）

ここでは、社会保険料控除・配偶者控除（38万円）・一般扶養親族控除（38万円）・特定扶養親族控除（63万円）・基礎控除（48万円）以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないものとし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・一般控除対象扶養親族（16歳以上）・特定扶養親族（19歳以上23歳未満）に該当するものとする。なお、復興特別所得税額として、基準所得額（ここでは所得税額）に2.1%の税率を乗じた額が加算される（復興特別所得税は、2013年1月1日～2037年12月31日の25年間課税）。各世帯モデルの所得税額と復興特別所得税額は下記の通りである。

30代世帯モデル：夫の年収4,540,000円の場合、給与所得控除後の金額は3,192,000円、
 所得控除額＝社会保険料（670,104円）＋配偶者控除（380,000円）
 ＋基礎控除（480,000円）＝1,530,104円、
 課税所得額＝給与所得控除後の金額3,192,000円－所得控除額1,530,104円
 ＝1,661,896円≒1,661,000（千円未満切り捨て、以下同様）
 所得税額＝課税所得額1,661,000円×税率0.05＝83,050円
 復興特別所得税額＝所得税額83,050円×0.021＝1,744.05円≒1,744円（1円未満切り捨て、以下同様）、
年間所得税額計 84,794円

40代世帯モデル：夫の年収5,320,000円の場合、給与所得控除後の金額は3,816,000円、
 所得控除額＝社会保険料（802,800円）＋配偶者控除（380,000円）
 ＋基礎控除（480,000円）＝1,662,800円、
 課税所得額＝給与所得控除後の金額3,816,000円－所得控除額1,662,800円
 ＝2,153,200円≒2,153,000円
 所得税額＝課税所得額2,153,000円×税率0.1－控除額97,500円＝117,800円
 復興特別所得税額＝所得税額117,800円×0.021＝2,473.8円≒2,473円
年間所得税額計 120,273円

50代世帯モデル：夫の年収5,860,000円の場合、給与所得控除後の金額は4,248,000円、
 所得控除額＝社会保険料（1,108,056円）＋配偶者控除（380,000円）
 ＋扶養控除（380,000円＋630,000円）＋基礎控除（480,000円）＝2,978,056円
 課税所得額＝給与所得控除後の金額4,248,000円－所得控除額2,978,056円
 ＝1,269,944円≒1,269,000円
 所得税額＝課税所得額1,269,000円×税率0.05＝63,450円
 復興特別所得税額＝所得税額63,450円×0.021＝1,332.45円≒1,332円
年間所得税額計 64,782円

②住民税（市民税と県民税、計算方法は、名古屋市の Web サイトによる）

市民税と県民税は、均等割と所得割からなる。また、市民税・県民税とあわせて森林環境税（国税）が課税される。

均等割額は所得にかかわらず一定額が課税され、名古屋市の市民税均等割額（年額）は 2,800 円、愛知県の県民税均等割額（年額）は 1,500 円である。

所得割額は、2023 年の収入（給与）から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料（2023 年分）控除・配偶者控除（33 万円）・一般扶養親族控除（33 万円）、特定扶養親族控除（45 万円）・基礎控除（43 万円）を差し引いた金額に税率（名古屋市の市民税 7.7%、愛知県の県民税 2%）を乗じた額から調整控除額を差し引いた額である。所得税額の算定と同様に、上記以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないものとし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・一般扶養親族（16 歳以上）・特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満）に該当するものとする。

なお、2023 年の収入と社会保険料は、2024 年と同額として、各世帯モデルの住民税額を以下のように算定する。

30 代世帯モデル

年間給与収入 4,540,000 円 ÷ 4,000 円 = 商 1,135…余り 0 円

計算基準額 = 商 1,135 × 4,000 円 = 4,540,000 円

給与所得金額 = 計算基準額 4,540,000 円 × 0.8 - 440,000 円 = 3,192,000 円

所得控除額 = 社会保険料（670,104 円） + 配偶者控除（330,000 円）

+ 基礎控除（430,000 円） = 1,430,104 円、

課税所得金額 = 給与所得金額 3,192,000 円 - 所得控除額 1,430,104 円

= 1,761,896 円 ≒ 1,761,000 円

市民税と県民税の所得割額（年額）は、この課税所得金額に各税率を乗じた額から調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てた額である。課税所得金額が 200 万円以下で、人的控除ごとに定められた金額の合計額は 10 万円（配偶者控除 50,000 円 + 基礎控除 50,000 円）であるから、

市民税の調整控除額 = 100,000 円 × 0.04 = 4,000 円（調整控除の率は 4%、以下同様）、

県民税の調整控除額 = 100,000 円 × 0.01 = 1,000 円となる（調整控除の率は 1%、以下同様）。よって、

市民税の所得割額 = 課税所得金額 1,761,000 円 × 0.077 - 調整控除額 4,000 円

= 131,597 円 ≒ 131,500 円

県民税の所得割額 = 課税所得金額 1,761,000 円 × 0.02 - 調整控除額 1,000 円

= 34,220 円 ≒ 34,200 円

均等割額（市民税 + 県民税）4,300 円、

森林環境税（年額）1,000 円 住民税計 171,000 円

40 代世帯モデル

年間給与収入 5,320,000 円 ÷ 4,000 円 = 商 1,330…余り 0 円

計算基準額 = 商 1,330 × 4,000 円 = 5,320,000 円

給与所得金額 = 計算基準額 5,320,000 円 × 0.8 - 440,000 円 = 3,816,000 円

所得控除額 = 社会保険料（802,800 円） + 配偶者控除（330,000 円）

+基礎控除(430,000円)=1,562,800円、
課税所得金額=給与所得金額3,816,000円-所得控除額1,562,800円
=2,253,200円≒2,253,000円

課税所得金額が200万円超、人的控除ごとに定められた金額の合計額は10万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円)で、10万円-(2,253,000円-2,000,000円)
=-153,000円であるから、

市民税の調整控除額=50,000円×0.04=2,000円、
県民税の調整控除額=50,000円×0.01=500円となる。よって、
市民税の所得割額=課税所得金額2,253,000円×0.077-調整控除額2,000円
=171,481円≒171,400円

県民税の所得割額=課税所得金額2,253,000円×0.02-調整控除額500円=44,560円
≒44,500円

均等割額(市民税+県民税)4,300円、
森林環境税(年額)1,000円 住民税計221,200円

50代世帯モデル

年間給与収入5,860,000円÷4,000円=商1,465…余り0円

計算基準額=商1,465×4,000円=5,860,000円

給与所得金額=計算基準額5,860,000円×0.8-440,000円=4,248,000円

所得控除額=社会保険料(1,108,056円)+配偶者控除(330,000円)

+扶養控除(330,000円+450,000円)+基礎控除(430,000円)=2,648,056円、
課税所得金額=給与所得金額4,248,000円-所得控除額2,648,056円
=1,599,944円≒1,599,000円

課税所得金額が200万円以下で、人的控除ごとに定められた金額の合計額は33万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円+一般扶養控除50,000円+特定扶養控除180,000円)であるから、

市民税の調整控除額=330,000円×0.04=13,200円、
県民税の調整控除額=330,000円×0.01=3,300円となる。よって、
市民税の所得割額=課税所得金額1,599,000円×0.077-調整控除額13,200円
=109,923円≒109,900円

県民税の所得割額=課税所得金額1,599,000円×0.02-調整控除額3,300円
=28,680円≒28,600円

均等割額(市民税+県民税)4,300円、
森林環境税(年額)1,000円 住民税計143,800円

③税(所得税と住民税)の合計額(年)は、下記の通りとなる。

30代世帯モデル:84,794円+171,000円=255,794円、

40代世帯モデル:120,273円+221,200円=341,473円、

50代世帯モデル:64,782円+143,800円=208,582円

3. 各世帯モデルの非消費支出(月額)

30代世帯モデル:(670,104円+255,794円)÷12=77,158.1≒77,158円(68,756円)

40代世帯モデル：(802,800円+341,473円)÷12=95356.08≒**95,356円** (85,566円)

50代世帯モデル：(1,108,056円+208,582円)÷12=109,719.8

≒**109,720円** (97,224円)

* () 内は 2015年調査の月額